

宮崎市災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 背景および目的

平成23年3月の“東日本大震災”また本年4月の“熊本地震”をはじめ、全国各地で地震や大雨、台風等の大規模自然災害が発生しており、宮崎市におきましても“南海トラフ巨大地震”の発生など、予断を許さない状況にあります。

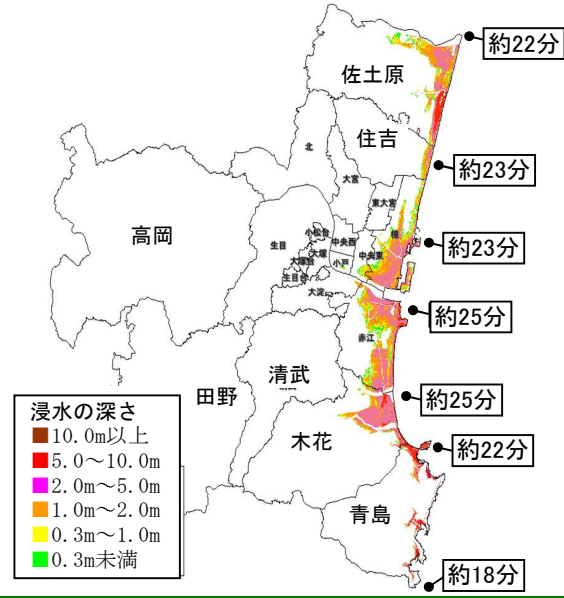
そこで、災害発生時の災害廃棄物を円滑かつ適正に処理するため、自然災害の最大級である“南海トラフ巨大地震”の発生を念頭とした『宮崎市災害廃棄物処理計画』（以下『本計画』という。）を策定します。

【目的】◆平常時からの備えや危機管理意識の醸成
◆災害発生時における迅速な処理体制の構築

【南海トラフ巨大地震】

①マグニチュード	マグニチュード9クラス
②震度	震度6弱～震度7
③津波浸水面積	4,010ha
④津波高	最大16m
⑤建物被害	全壊棟数 29,000棟 半壊棟数 44,000棟
⑥人的被害	死者数 3,000人
⑦ライフライン被害（被災直後）	
i) 上水道	断水人口 395,000人
ii) 下水道	支障人口 349,000人
iii) 電力	停電軒数 201,000軒

<出典：宮崎市地域防災計画>



津波浸水域及び最短津波到達時間図（最大クラス）

2. 位置付け

- 環境省の定める“災害廃棄物対策指針”及び宮崎県の定める“宮崎県市町村災害廃棄物処理計画策定指針”に基づき策定します。
- “宮崎市地域防災計画”における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、必要となる基本的事項を示し、災害発生時に作成する“宮崎市災害廃棄物処理実行計画”の基とします。
- 災害廃棄物は一般廃棄物に区分されることから、宮崎市が処理主体となって対応します。

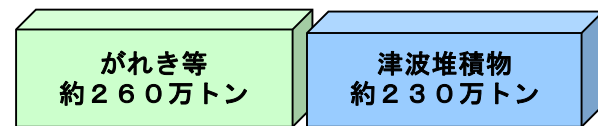
3. 本計画の特徴

- 災害発生時の裁量の余地を残しているため、**基本的考え方**や**実効性のある処理方法**のみを記載します。
- 環境省の指針、本市地域防災計画等、今後も継続的な更新が想定されるため、本計画も継続的に改定を行います。

4. 災害廃棄物の特徴

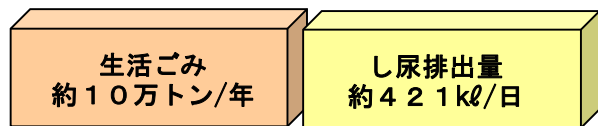
- “がれき等”や“津波堆積物”などの、地震・津波等の災害によって発生する“災害廃棄物”と、“生活ごみ”や“し尿”などの、生活系ごみに分けられます。
- 量が膨大で、様々な種類の廃棄物が混在しており、塩分を含んだ状態で排出されます。

①発生する災害廃棄物推計量



<宮崎市防災アセスメント報告書より>

②生活系ごみ推計量



<平成27年度実績>

<県指針に基づく推計>



混合廃棄物 出典：環境省

5. 災害廃棄物処理の基本的考え方

関連部局や市民の皆様等との連携により、復興のスピードを早め、財政負担を軽くすることを目指し、対応します。

- 被災地域の生活の再建及び、経済の復興を推進するため、**円滑かつ迅速、安定的**に行います。
- 大規模災害時には、通常災害とは異なる対応が必要となりますが、**環境に配慮**して、適正な処理を行います。
- 膨大な量を処理するため、**再利用・再資源化**を第一に検討します。
- 災害発生時に、効果的、効率的に初動体制を実行するため、事前の備えを適切に行います。そのため、宮崎市・関係団体・市民・排出事業者がそれぞれの役割を認識し、**平常時の事前対策と災害発生時の初動対策**の重要性を意識した計画とします。
※初動とは、市民がごみを分別して、行政が決めた仮置場に置くよう対応すること

6. 災害廃棄物処理の具体策

- 災害廃棄物は、仮置場を設置し、一時的に保管しながら処理を進めます。

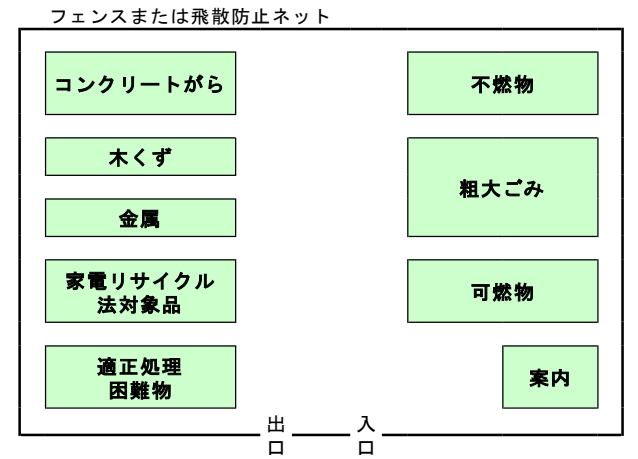
①仮置場は、一時的な保管や粗分別、破碎処理等を行う“**一次集積所**”と細分別や焼却処理を行う“**二次集積所**”を選定します。

②仮置場の必要面積を推計するための処理期間等は、過去の被災自治体を参考に、**解体撤去期間を2年、処理期間を5年**と仮定しています。

③**仮置場の必要面積は164ha**と推定しています。（がれき等：80ha、津波堆積物が84ha）

④仮置場の候補地は、市内にある最終処分場跡地や公園等の**市有地を優先**し選定します。ただし、被災状況によっては、県有地や民有地も含めて検討します。

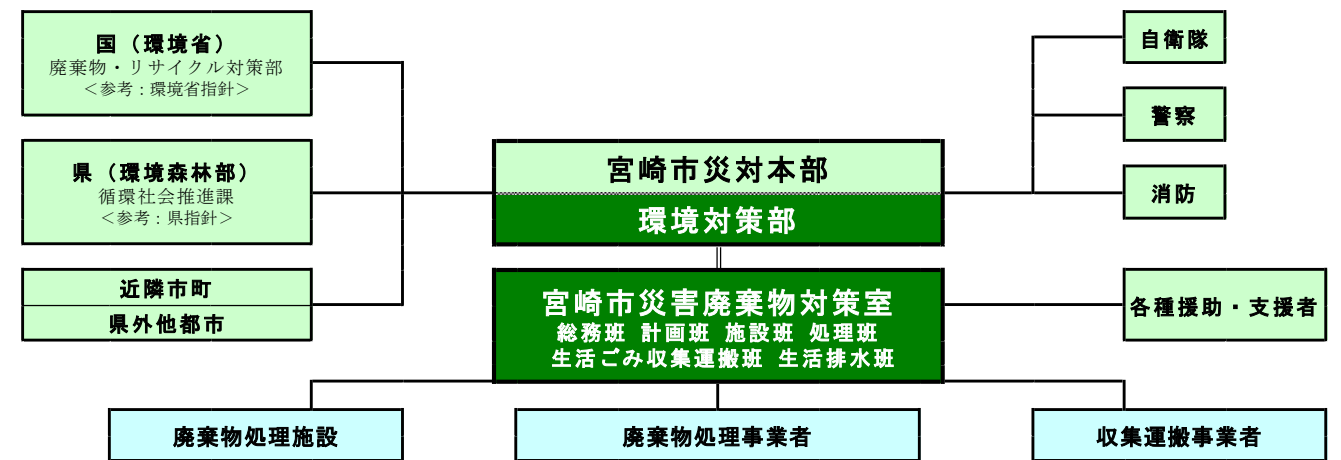
- 広域処理を念頭に処理します。国、県、他自治体をはじめ、産業廃棄物協会等の廃棄物処理関係事業者と連携を取り、処理します。



“一次集積所”のレイアウトイメージ

7. 組織体制

- 災害発生時には“**宮崎市災害廃棄物対策室**”を設置します。
- 環境部長を対策室長とし、6つの業務別班を編成し対応します。
※具体的には、総務班、計画班、施設班、処理班、生活ごみ収集運搬班、生活排水班となります。



災害廃棄物処理に係る広域的な連携体制

宮崎市環境部廃棄物対策課

～問合せ先 (0985) 21-1763～